

## 独立行政法人環境再生保全機構 第5期中期目標

令和6年3月  
(変更) 令和7年2月

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

#### （法人の使命）

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、公害や石綿による健康被害対策、廃棄物処理対策等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進、気候変動適応策としての熱中症対策の推進、地域生物多様性増進活動の促進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

#### （政策を取り巻く環境の変化）

我が国の環境を取り巻く状況をみると、気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化が、危機的状況にあり、環境問題の枠にとどまらず、経済・社会にも大きな影響を与える問題となっている。

これらの直面する社会課題に対し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、統合的に取組を推進することを通じて、持続可能な新たな成長を実現していくことが求められる。

2050年カーボンニュートラルと2030年度温室効果ガス46%削減目標や、気候変動と密接な関係がある生物多様性の保全や資源循環等の目標の達成は、決して容易なものではなく、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置付け、全ての社会経済活動において、持続可能な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠である。

一方で、我が国の高度経済成長により深刻化した公害等による健康被害のため、今なお多くの方が療養している。環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境の保全とそれを通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、Well-being、経済厚生向上」であり、また人類の福祉への貢献でもある。引き続き公害の防止や健康被害の補償・救済といった基盤的取組を着実に進め、人の命と環境を守る環境政策の不変の原点を追求していくことも併せて重要である。

#### （法人の現状と課題）

環境政策は急速に変化しており、人類の直面する危機を克服すべくカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成を促進するとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していこうとしている。

ERCAは、環境省のパートナーとして、公害健康被害の補償をはじめとする人の命と環境を守る基盤的取組に加え、こうした環境政策の野心的な目標に対して積極的な役割を果たしていくことを目指して、複雑化する社会の変化や求められる役割の変化に対応し、環境・経済・社会の複合的な課題解決とSDGsの実現に貢献する組織となるべきである。そして、ERCAが将来像として自ら描いた、シンクタンク機能、ファンディングエージェンシー機能、環境データ集積機能、地域主体支援機能を発揮できる組織を目指して、バックキャストの手法で前進すべきである。

ERCAは、これまで汚染負荷量賦課金の徴収、各種基金の運用管理、医療費等の給付、地方公共団体やNGO・NPO、研究機関に対する資金配分を適切に実施し、多様なステークホルダーと連携協働して、成果を向上させてきた。また、次世代の環境保全を担う若手のNGO・NPOや研究者の育成、医療従事者向け研修等による専門的な人材育成にも力を入れるとともに、石綿健康被害救済業務においては、ERCA職員自らが患者や遺族からの相談に対して丁寧かつ正確な応対を行い、国民からの信頼を獲得してきた。

ERCAは、これらの「強み」を最大限に生かし、将来像の実現や環境政策が置かれた状況の変化、地域における社会課題解決に向けたニーズの高まりを念頭に置きつつ、各業務の背景にある経緯や努力の方向性等を十分に認識し、その役割を果たしていく必要がある。

#### (第5期中期目標期間におけるERCAのミッション)

以上の位置付け及び役割の下、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、第5期中期目標期間におけるERCAのミッションを次のとおりとする。

- ① 社会課題の解決による持続可能な成長を推進し、時代の要請に対応する。
- ② 人の命と環境を守る基盤的取組を着実に実施し、不変の原点を追求する。

## 第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

(補記1) 以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、令和元～令和4年度の実績を表す。

(補記2) 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目

(1) レベル(1. (5) については①レベル)をそれぞれ事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～

#### (1) 気候変動の影響への適応策の推進

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあることから、今後起こりうる極端な高温も見据え、熱中症発生の予防対策を強化するため、令和5年5月に、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法が改正され、令和6年4月から、ERCAの業務として、環境大臣による熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供を行うことと、地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うことが追加された。

また、気候変動適応法に基づき、政府は、令和5年5月に閣議決定した熱中症対策実行計画において、2030年までに熱中症による死亡者数を現状(令和4年(概数)における5年移動平均1,295名)から半減させることを目指す目標を掲げた。

同目標の達成に向けて、ERCAは、環境大臣が熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するとともに、地域における熱中症対策の支援により、全国各地での熱中症対策の底上げを図る必要がある。

## ① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ERCA は、環境大臣による熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するため、熱中症警戒情報の運用を実施する期間（以下、「運用期間」という。）については、過去にない高温が生じていることを踏まえた現行運用期間の妥当性や健康との関係の検証など、PDCA サイクルを機能させ、その的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を行う。また、熱中症特別警戒情報については、環境大臣が、広域的に顕著な高温の持続が予測される場合に、人の健康に係る重大な被害が想定される社会的状況を迅速に把握し、総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、プッシュ型で環境省に対して情報提供を行う。

### 【評価指標 1-1-1】

- ・ 熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目した PDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の実施状況 毎年度 1 回以上
- ・ 熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和 6 年度目途の構築状況、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況

### 【モニタリング指標】

- ・ 熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数（新規指標のため実績なし）
- ・ 熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数（新規指標のため実績なし）

### <目標水準の考え方>

地球温暖化の進行により、熱中症警戒情報の発表の回数・多発地域・期間は増加傾向にあることから、その的確性を毎年度向上させるために必要な情報を、期間・地域・健康との関係等に着目して整理・分析・提供を毎年度 1 回以上定期的に行う設定とする。

熱中症特別警戒情報については、空振りをおそれることなく的確に総合判断できるよう、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報を反映させながら、プッシュ型の情報提供スキームを早期（施行版は令和 6 年度を目途）に構築し改善を図る設定とする。

### <重要度：高>

熱中症による死亡者数が増加傾向にある中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、人の命と健康を守る上で不可欠であるため。

### <困難度：高>

地球温暖化の進行により過去に例のない暑さが見られる中、熱中症警戒情報の的

確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、創造性の高いチャレンジングな目標であり、その達成のためには、相当の努力を必要とするため。

#### <想定される外部要因>

地球温暖化の進行による気象変化に伴う熱中症による被害には、地域性の高い環境、経済、社会的要因が複合的に影響することから、著しい異常気象や、熱中症弱者のリスクが高い感染症の蔓延等、熱中症警戒情報の的確性の評価に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

## ② 地域における熱中症対策の支援

ERCA は、2030 年までの熱中症死亡者数の半減目標の達成を目指して、地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等により、熱中症対策の底上げを行う。

また、地方公共団体の職員等への研修を行うことにより、優良事例の全国への展開を図る。

#### 【評価指標 1-1-2】

- ・ ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合 当中期目標期間の最終年度までに都道府県では 100%、市区町村では 80%以上
- ・ 人事異動を考慮して 2 年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する 1 名以上の職員が、ERCA が開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合 当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上、最終年度までには 90%以上

#### 【モニタリング指標】

- ・ 熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）の設置地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）
- ・ ERCA が地方公共団体に対し、ERCA 職員が相対して支援を行った地方公共団体数（新規指標のため実績なし）
- ・ ERCA が実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）

#### <目標水準の考え方>

各都道府県が実施する熱中症対策においては、庁内横断的な関係部局間の相互理解、協力体制構築が大変重要である。一方で、令和 5 年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約 1,800 の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去 5 年間（2017～2021 年）において、熱中症に起因して 1 人以上が死亡した市区町村の割合が約 80%となっている。以上を勘案し、当中期目標期間の最終年度までに ERCA が実施するアンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答が、都道府県では 100%、市区町村では 80%以上にする設定とする。

2030 年度までに熱中症による死亡者数を半減する政府目標を達成するためには、地域の熱中症対策を推進する地方公共団体において、効果的な熱中症対策が実施され

ることが重要であるため、ERCA の実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問における「理解した」との回答割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上、最終年度までには 90%以上に設定する。

＜重要度：高＞

2030 年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、地域における熱中症対策の推進が不可欠であるため。

＜困難度：高＞

熱中症対策については、令和 5 年 5 月の気候変動適応法の改正により、地域における熱中症対策が強化されたところであり、新たな対策を普及させるためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進めることが必要のため。

## （２）自然環境の保全・再生

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021」（Japan Biodiversity Outlook 3）によると、我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けているとされている。令和 4 年12月に採択された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、我が国では、令和 5 年 3 月に生物多様性国家戦略を改定し、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を掲げた。

我が国におけるネイチャーポジティブの実現に向けては、原生的な自然環境の保全に加えて、身近な自然など二次的な自然環境も含めて保全を進めていく必要があり、国主体の取組に加えて、地方公共団体、企業、団体及び個人（以下「地方公共団体・民間等」という。）による活動を促進することが重要である。

こうした状況を踏まえ、令和 6 年 4 月に、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和 6 年法律第18号、以下「地域生物多様性増進法」という。）が制定され、令和 7 年 4 月から、ERCAの業務として、地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画等の認定事務及び地域生物多様性増進活動※の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供を行うことが追加された。

ERCA は、地域生物多様性増進活動の促進のため、増進活動実施計画等の申請に係る利便性の向上、普及啓発等により申請件数を維持・増加させ、それらの申請を安定的かつ効率的に処理するとともに、活動の質の向上のための技術研修、活動の継続性を担保するためのフォローアップを行う。

※里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物多様性の増進のための活動をいう（地域生物多様性増進法第 2 条第 3 項）

### 【評価指標 1-2-1】

- ・ 増進活動実施計画等の新規申請件数 当中期目標期間の最終年度までに 1,300 件以上（新規指標のため実績なし）
- ・ ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合 当中期目標期間中を通

じて毎年度 80%以上（新規指標のため実績なし）

#### 【モニタリング指標】

- ・申請に係る利便性向上のための取組状況（新規指標のため実績なし）
- ・標準処理期間内に処理した新規申請の割合（新規指標のため実績なし）
- ・ERCA が開催する普及啓発のためのセミナー及び技術向上のための研修等の実施回数及び参加者数（新規指標のため実績なし）
- ・有識者マッチング制度に基づく活動実施者に対する有識者紹介件数（新規指標のため実績なし）
- ・優良事例の収集や地方公共団体が選定する生物多様性保全上重要な場等の情報収集、情報提供その他の普及啓発に係る取組状況（新規指標のため実績なし）
- ・増進活動実施計画等の認定を受けてから、1 年に 1 度以上活動状況等を情報共有している者の割合（認定を受けてからの期間が 1 年に満たない者を除く。）（新規指標のため実績なし）
- ・増進活動実施計画等の認定を受けた活動実施者に対して、ERCA が助言を行った件数（新規指標のため実績なし）

#### ＜目標水準の考え方＞

我が国全体において地域生物多様性増進活動を促進しネイチャーポジティブを実現するためには、増進活動実施計画等の認定件数の維持・増加及び活動の質の向上が必要である。

このため、評価指標に関する目標水準について、以下の設定とする。

- ・増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間の最終年度までに 1,300 件以上
- ・ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上

#### ＜重要度：高＞

2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けた社会変革のためには、国だけでなく、地域のあらゆる主体が関わり、生物多様性の増進に取り組むことが重要である。ERCA が担う業務は、身近な自然環境も含めた国土全体において、地方公共団体・民間等の様々な主体がボトムアップで自ら生物多様性の増進活動に取り組むことを促進するものであり、社会変革に向けて極めて重要であるため。

#### ＜困難度：高＞

本業務の認定対象とする地域生物多様性増進活動は、地域の自然環境の状況、森林、農地、河川、沿岸域などの様々な生態系タイプ及び生育・生息する動植物の生態等に応じて、適切な活動手法、モニタリング手法が異なり、多種多様な活動計画の認定申請がなされることが想定される。

ERCA には、それらの多様な活動計画に関する年間数百件の認定事務、地域や生態系タイプに応じた様々な技術研修等の実施、地方公共団体・民間等の状況に応じた伴走支援やフォローアップによる活動継続などを、着実に実施するために幅広い分野の専門的な知識と高度な事務処理能力が必要であるため。

#### ＜想定される外部要因＞

自然災害の発生等により活動の継続に著しい影響を与える事象が発生した場合や、

自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 等の自然関連の情報開示の動向、生物多様性に関する社会的関心の変化等により申請件数が著しく変動した場合、評価において適切に考慮することが必要である。

### (3) 環境問題に関する調査・研究・技術開発

#### ① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、ERCA が研究推進法人として指定された研究課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（令和5年度～令和9年度）について、戦略及び開発計画に沿って、プログラムディレクター（PD）の要請に応じ、当該課題の推進に必要な業務（研究開発責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発テーマの進捗管理、成果等の広報・情報提供等）を遂行する。

「サーキュラーエコノミーシステムの構築」では、大量に使用・廃棄されるプラスチック等素材の資源循環を加速するため、原料の調達から、設計・製造段階、販売・消費、分別・回収、リサイクルの段階までのデータを統合し、サプライチェーン全体として産業競争力の向上や環境負荷を最小化するサーキュラーエコノミーシステムの構築を目指し技術開発を行う。同時に、消費者の行動変容を促す環境整備及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、TNFD 等の国際的ルール形成への対応についても併せて検討する。

また、SIP における研究成果を、他の研究開発プロジェクトと連携させることや外部資金等を活用することにより、研究開発及び社会実装の促進に取り組む。

#### 【評価指標 1-3-1】

- ・プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けた SIP 期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）

#### 【モニタリング指標】

- ・戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献する MVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数（新規指標のため実績なし）
- ・全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数（新規指標のため実績なし）
- ・知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果
- ・イベント、HP 等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし）
- ・関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果
- ・研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況

#### <目標水準の考え方>

SIP の戦略及び開発計画に示す社会実装に向けた SIP 期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとの KPI を参考に設定とする。

#### <重要度：高>

SIP は、我が国の未来像である Society5.0 の実現を目指した科学技術イノベーションに係る国家プロジェクトであり、サーキュラーエコノミーシステムの構築は我が国の持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を目指す上で極めて重要であるため。

＜困難度：高＞

プラスチックのサーキュラーエコノミーの実現に向けては、デジタル情報を用いて多様なステークホルダーが関与するバリューチェーンの構築が必要であるとともに、これを社会に定着させるため、再生材の利用に向けた事業者、消費者等の行動変容が不可欠であるため。

＜想定される外部要因＞

戦略及び開発計画に示すミッション、ロードマップ、テーマの各段階での進捗状況や経済社会情勢の変化等を踏まえ、計画・テーマ設定がアジャイルに見直しが行われることから、評価において適切に考慮することが必要である。

## ② 環境研究総合推進費による研究推進

第5次環境基本計画では、持続可能性を支える技術の開発・普及を重要な戦略の一つとして位置付け、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、環境研究・技術開発を総合的に推進することができる人材育成にも取り組む必要があるとしている。環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）については、環境省が「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（令和元年5月21日 環境大臣決定、以下「推進戦略」という。）に基づき、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組んでいる。

また、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日 閣議決定）では、我が国の未来像である Society5.0 の実現に必要なものとして、社会の再設計とサイバー空間での社会基盤の構築、「知」の創造、人材の育成を挙げている。内閣府総合科学技術・イノベーション会議は、同会議が司令塔となり、Society5.0 の実現に向けて国民にとって真に必要な社会的課題の解決や日本経済再生に寄与できるような世界を先導する革新技術等新事業創出など戦略的研究開発を推進している。

ERCA においては、あるべき社会の姿を踏まえた環境の保全に関する研究及び技術開発に関して、産官学の研究機関との連携、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に生かしながら、公募、審査・評価、配分業務等の研究推進業務を行う。

研究の推進に当たっては、個別の研究課題に対して適切な研究管理を実施することによって、研究成果の環境政策への反映、実用化・社会実装など、当該研究成果の最大化を目指す。

また、研究機関等における契約事務等の手続の公正さやコンプライアンスを確保するため、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保に向けた取組を行う。

### 【評価指標 1-3-2】

- ・ 高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保 319 件／年（前中期目標期間の実績平均値：319 件／年）
- ・ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況
- ・ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保 平均 93%（前中期目標期間実績：平均 93%）
- ・ 研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保 68%（前中期目標期間平均：68%）



### 【モニタリング指標】

- ・公募に関する説明会等の回数（前中期目標期間実績平均※：全体説明会 2 回／年、個別相談会 39 回／年）
- ・環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況
- ・革新型研究開発（若手枠）の採択件数（前中期目標期間実績平均：15 件／年）
- ・研究機関からの知的財産出願通知書提出件数（前中期目標期間実績平均：11 件／年）
- ・社会実装支援の実施状況
- ・イベント、HP 等における研究成果の周知回数（前中期目標期間実績平均：イベント開催数 3 回／年、HP 周知回数 30 回／年）
- ・研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況

※公募に関する説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大により開催方法を変更したため、直近 2 年間の実績平均とした。

### ＜目標水準の考え方＞

高い研究レベルを確保するためには、一定の応募件数を確保する必要があるという視点で、前中期目標期間の水準 319 件／年以上の応募件数を確保することを目指す設定とする。

人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成を図ることは極めて重要であることから、若手研究者が挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備することを目指す設定とする。

環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図るためには、研究期間中において、研究の質が向上し、研究目標を達成しているかが極めて重要である。このため、研究の質等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績平均値 93%と同程度を確保することを目指す設定とする。

研究成果の社会実装を向上させるためには、研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等が極めて重要であるため、研究期間終了 3 年後の追跡評価における推進費研究成果の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準 68%以上を確保することを目指す設定とする。

なお、革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いた研究区分であり、社会実装までは相当な期間が必要なことから、3 年後の社会実装率からは除外する。

### ＜重要度：高＞

推進費においては、毎年度の環境政策のニーズに応じた研究を実施することとしており、その研究成果の社会実装は、環境政策の推進において極めて重要であるため。

### ＜困難度：高＞

ERCA の限られた体制の中で、若手研究者や人文社会科学分野を含む幅広い分野の研究者に対する、応募件数の増加のための周知の拡大や、研究成果の質の向上のための伴走支援の強化を図るとともに、研究成果の政策への反映・事業化のために多様な関係者に対する働きかけの強化を図らなければ、目標の達成が困難であるため。

#### (4) 環境パートナーシップの形成

我が国の環境政策においては、カーボンニュートラルに加え、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しており、これらの施策の関係性を踏まえた「統合」が重要である。それぞれの施策間でトレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進することにより、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要である。

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」（令和5年12月19日改訂 SDGs推進本部決定）においては、地域の住民や NGO・NPO 等共助の精神で参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域のきずなを再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている。

ERCAは、地球環境基金事業により民間団体等への助成等を長年にわたり実施することで蓄積した、豊富な支援経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に生かしながら、国内外の民間団体等が行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行うことで持続可能な社会の実現や持続可能な地域づくりに貢献する。

##### ① 民間環境保全活動の助成

ERCAは、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、持続可能な社会の構築に向けて、民間団体が地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、自然資源の活用、海洋プラスチック対策等、地域における課題解決を継続的に実施することができるよう支援を強化する。

##### 【評価指標 1-4-1】

- ・地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率 平均 92%  
(前中期目標期間実績：平均 92%)

##### <目標水準の考え方>

持続可能な社会の構築に当たっては、民間団体等が各地において環境・社会・経済の課題を解決するための活動を自立的に継続していく持続可能性を備えることが極めて重要であるため、前中期目標期間実績の平均値 92%を踏まえて高水準を目指す設定とする。

なお活動継続率は、助成終了後1年以上経過した案件に対するアンケート調査において、他団体に引継がれて活動を継続している案件を含めるものとし、活動目的達成のため活動を終了した案件を除き算定するものとする。また、当中期目標期間の2年度目までは、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。

##### <困難度：高>

環境保全活動を行う民間団体は、社会情勢や団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、活動成果の発現までに一定の期間を要するものであるため。

##### <想定される外部要因>

前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で民間団体の活動実施が困難となる状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、活動に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

【評価指標 1-4-2】

- ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点 10 点満点中平均 7.8 点（前中期目標期間実績：10 点満点中平均 7.8 点）

【モニタリング指標】

- ・戦略プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし）
- ・伴走支援プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし）
- ・助成終了後 1 年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合（前中期目標期間実績：平均 78%）

＜目標水準の考え方＞

助成終了後 1 年以上経過した案件の実質的な活動継続率を向上させるためには、民間環境保全活動の自立的に発展する取組が担保されていることが極めて重要であるため、自立発展性等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績の平均値 7.8 点以上となることを目指す設定とする。

② 民間環境保全活動の振興等

ERCAは、これまでの知見や経験等を生かして地域の民間団体等を支援し、環境保全に係る課題を解決するとともに新たな価値を創造するという役割の下、民間団体等と地域のステークホルダーとの連携に係る支援の充実や民間団体等の組織基盤の強化等に取り組む。さらに、SDGsの達成に向けて将来を担うユース世代等自主的に環境保全活動に参画する人材のネットワーク形成など、国民・事業者の理解を促進させる取組等も引き続き実施する。また、寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるものとする。

【評価指標 1-4-3】

- ・環境ユースネットワーク事業への参加者数 471.5 人（前中期目標期間実績：471.5 人）

【モニタリング指標】

- ・ユース世代を対象としたセミナー実施回数（前中期目標期間実績：平均 5 回／年）
- ・研修等参加者による肯定的評価（5 段階中上位 2 段階の評価）の割合（前中期目標期間実績：平均 97.5%）
- ・メディア等との SDGs の推進協働企画への参画回数（前中期目標期間実績：3 件）

＜目標水準の考え方＞

持続可能な社会の構築に当たっては、地域において課題解決を実践する人材の輩出と、協働連携の強化が不可欠であることから、将来を担うユース世代から自主的に環境保全活動に参画する人材を創り出すという取組の充実のため ERCA が提供する環境ユースネットワーク事業への参加者数が前中期目標期間実績の平均値 471.5 人以上となることを目指す設定とする。

（5）産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等

大量生産・大量消費型の社会は、資源から食料やモノを生産する技術・システム・制

度を発展させることで、経済社会を発展させることができた一方で、自然破壊、環境汚染、気候変動等を引き起こした。こうした経済社会を転換し、誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指すべきである。

こうした中、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も更に推進する必要がある。

## ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年 6 月 22 日 法律第 65 号）において、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（令和 4 年 5 月 31 日 閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため ERCA は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に生かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める事業終了準備期間中に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を完了するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業終了後の施設の解体に向けて必要な手続や支援を円滑に進めること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないよう、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

### 【モニタリング指標】

- ・ 審査基準、助成対象事業の状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4 回／年）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1 回／年）

## ② 維持管理積立金の管理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）において、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

ERCA は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に生かしながら、ERCA に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

維持管理積立金の管理は、近年、最終処分場の残余年数が上昇しており、積立てから取戻しまで長期化していることも踏まえ、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

### 【モニタリング指標】

- ・ 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期

- 目標期間実績：平均 1,165 件)  
・維持管理積立金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）

## 2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～

### （1）公害健康被害の補償

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年10月5日 法律第111号、以下「公健法」という。）が制定され、昭和49年9月1日に施行した。民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度（以下「公健制度」という。）が創設されてから令和6年9月に50年を迎える。

ERCAは、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から公健制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金（以下「賦課金」という。）等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に生かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者（以下「被認定者」という。）への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められるため、今後も公健制度の趣旨等を納付義務者に対して丁寧に説明し、安定的に実施することが重要である。このため、引き続き、納付義務者の協力を促すとともに、デジタル技術を活用し、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進めながら、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し、制度の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

また、ERCAが納付した補償給付等は、地方公共団体を通じて被認定者に対して適正に支給される必要があるため、そのための業務支援等にも積極的に取り組むことが求められる。

#### 【評価指標 2-1-1】

- ・賦課金に係る申告率 99%（前中期目標期間実績：99%以上）

#### 【モニタリング指標】

- ・産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況
- ・デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況

#### <目標水準の考え方>

賦課金を徴収するに当たり、納付義務者の理解の下、各納付義務者が自主的に申告及び納付を行ってもらう必要があることから、丁寧な対応及び適正性並びに効率性及び経済性を強化しながら、賦課金の申告率については、前中期目標期間実績の平均値99%以上を目指す設定とする。

＜重要度：高＞

被認定者の命と健康を守る公健制度を安定的に実施するためには、補償給付等の財源を適切に確保することが重要であるため。

＜困難度：高＞

制度創設から長期間経過する中、産業構造の変化が加速化する環境において、引き続き納付義務者の自主的な協力の下、補償給付等の財源を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。

＜想定される外部要因＞

産業構造の変化が加速化する環境において、脱炭素の進展により賦課金額の計算に関係する硫黄酸化物排出量の減少に伴い、納付義務者に著しい影響が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

【評価指標 2-1-2】

- ・地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況

【モニタリング指標】

- ・納付業務に係る指導調査の実施件数（前中期目標期間実績の平均値：12 件）
- ・補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況
- ・地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況

＜目標水準の考え方＞

地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の適正性及び効率性を確保するためには、ERCA による地方公共団体に対する支援が不可欠であることから、対象地方公共団体の人事異動等に適切に対応できるよう 3 年に 1 度は指導調査することを目指し、指導調査の実施件数等による評価については前中期目標期間実績の平均値以上を目指す設定とする。

＜重要度：高＞

公健制度を安定的に運用するためには、補償給付費等を地方公共団体に対し確実に納付することが必要不可欠であるため。

## （２）公害健康被害の予防

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

ERCAは、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

特に当中期目標期間においては、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者に対し

ては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）の普及及び専門家の育成を進める。

また、医療サービスに係る調査研究や研修等にデジタル技術を積極的に活用することにより、予防事業の質の向上を図る。

さらに、ERCAがこれまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NP0等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高める。

#### 【評価指標 2-2-1】

- ・ 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合 平均 28.5%（前中期目標期間実績：平均 19%）
- ・ 調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況
- ・ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数 平均 823 人／年（前中期目標期間実績：平均 823 人／年）
- ・ 医療従事者・NP0 等のステークホルダーとの協働事業の促進状況

#### 【モニタリング指標】

- ・ 調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（5段階中平均 3.5 /年）
- ・ 呼吸リハに係る事業の参加人数（前中期目標期間実績：611 人／年）
- ・ 医療従事者・NP0 等のステークホルダーとの協働の取組状況

#### ＜目標水準の考え方＞

ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化に関する研究が必要であるため、調査研究の公募について、治療又はリハビリ支援アプリ、呼吸リハに係る採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より 50%以上増加させた平均 28.5%以上を目指す設定とする。

また、呼吸リハの幅広い普及を目指し、オンライン化により前中期目標期間中に急増させた事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数平均 823 人／年を維持する設定とする。

さらに、患者のニーズに寄り添えるよう協働の取組を促す。

#### ＜重要度：高＞

ステークホルダーからの強い要望があるとともに、呼吸リハが必要な患者に対して十分に普及していない実態があることから、その普及が極めて重要であるため。

#### ＜困難度：高＞

薬物療法とは異なり、呼吸リハにおいては、医師にとどまらず看護師、理学療法士、臨床検査技師など多職種の参加が効果的な事業の実施に必要であるため。

#### ＜想定される外部要因＞

前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で地方公共団体における事業の実施が困難となり、ぜん息患者等が事業に参加できない状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、地方公共団体の事業に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

### (3) 石綿による健康被害の救済

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年2月10日法律第4号、以下「石綿法」という。)が制定され、石綿健康被害救済制度(以下「救済制度」という。)が創設された。

ERCAは、健康被害者に関係する各種の業務を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に生かしながら、石綿法及び令和5年に取りまとめられた施行状況並びに今後の方向性に係る中央環境審議会石綿健康被害救済制度小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により長期化した申請から認定等決定までの処理期間等について、正常化に努め、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務等を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。また、関係機関とも連携しながら、労災保険等の対象とはならない石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図るとともに、手続の簡素化や取扱う個人情報等の管理に万全の対策を講じること等により、被害者の利便性の向上及び不安の解消に努めるなど、制度の適正な運営を実現する過程で的確なマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

また、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援や医学的判定の精度向上に向けた医療従事者向けの支援として、これまで救済制度を運営してきたERCAのノウハウを生かし、石綿による健康被害に係る知識・技術の向上を図るための研修や情報提供を積極的に実施する。

#### 【評価指標 2-3-1】

- ・ 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度 平均 82% (前中期目標期間実績：平均 82%)

#### 【モニタリング指標】

- ・ 認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数 平均 17 日 (前中期目標期間実績：平均 17 日)

#### <目標水準の考え方>

被認定者の医療の受けやすさに関する満足度は、被認定者の制度利用アンケート調査において、医療手帳の交付を受けて以前よりも医療が受けやすくなったとの回答を得られた割合とし、前中期目標期間実績の平均値 82%以上を目指す設定とする。

#### <重要度：高>

救済制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、因果関係を問わず、社会全体で石綿健康被害者の経済的負担の軽減を図ることを目的として制度化されたものであることから、被認定者が安心して医療を受けられることが極めて重要であるため。

#### 【評価指標 2-3-2】

- ・ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内 (前中期目標期間実績：平均 164 日)



### 【モニタリング指標】

- ・医療従事者向けセミナー等実施回数（前中期目標期間実績：平均7回／年）
- ・最新の医学的判定の考え方を周知する救済制度の診断実績のある医療機関数（前中期目標期間実績：2,036病院）
- ・電話・窓口相談の件数（前中期目標期間実績：平均6,537件／年）
- ・救済制度の広報回数（前中期目標期間実績：平均594回／年）
- ・労災保険制度等の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回／年）
- ・保健所等担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会実施回数（前中期目標期間実績：平均5回／年）

### ＜目標水準の考え方＞

療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（特殊な事情を有する案件を除く。）について、救済制度への申請が増加傾向にある中においても、医学的判定に用いられる資料を確実に収集する必要があること等を踏まえ、当中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間実績の平均値より20%以上短縮した平均131日以内とすることを目指す設定とする。

### ＜重要度：高＞

中皮腫等石綿による疾病の予後が悪いことを特に考慮し、石綿健康被害者の迅速な救済を図るためには、認定申請から認定等決定までの処理が速やかに行われることが極めて重要であるため。

### ＜困難度：高＞

救済制度への申請は、大幅に増加した前中期目標期間と同水準で推移又は更なる増加が想定されるとともに、認定等決定までの処理日数には環境省における医学的判定に係る処理日数が含まれることも考慮しつつ、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

### ＜想定される外部要因＞

前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により認定等の決定までの処理日数が増加する状況が生じたことと同様、災害や感染症の蔓延等、社会情勢や医療機関に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### （1）経費の効率化

#### ① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。

## ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。

ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和７年度以降毎年度、生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和８年度以降毎年度、前年度比１．０２１％以上の効率化を図るものとする。

### <目標水準の考え方>

新たに取り組む業務の着実な実施が期待されること及びこれまでも経理の効率化に着実に取り組み目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標水準を堅持する設定とする。

## （２）調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日 総務大臣決定）に基づき、ERCAが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

### 【モニタリング指標】

- ・競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合
- ・一者応札・応募実績の対前年度比
- ・契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価結果等

## （３）給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

### 【モニタリング指標】

- ・役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢の分析結果等

#### (4) 情報システムの整備及び管理

環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率化に継続的に取り組む。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日 デジタル大臣決定）にのっとり、ITに精通した職員を充実させ、ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行うことにより、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

##### 【モニタリング指標】

- ・ PMO の支援実績等
- ・ PMO 人材の育成状況
- ・ 情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等

### 第5 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 財務運営の適正化

自己収入・寄附金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。

承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、回収の早期化、最大化に努める。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。

##### 【モニタリング指標】

- ・ 勘定別の総利益や利益剰余金
- ・ 債権残高、回収額等

#### (2) 基金の運用等

「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

##### 【モニタリング指標】

- ・ 金融資産の普通預金以外での運用割合
- ・ 公害健康被害予防基金及び地球環境基金の運用益

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革等様々な観点から、法人内外の状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化等について法人の長のトップマネジメントによる取組を進める。

また、環境政策における ERCA の役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすため必要な組織体制を整備する。さらに、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて、人員配置の見直し等を行う。

#### ① 適切な人材の確保と戦略的な育成

環境政策の変化や ERCA に求められる社会的要請に柔軟に対応し、業務運営を的確に行う必要があること及び民間環境保全活動・研究等の伴走支援や人材育成、資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務等、ERCA が多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図る。

具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上すべく、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、職員研修の内容を不断に見直すとともに、キャリアパスの整理や職員が自身の関心や適性に応じて自律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する等専門性の強化に努める。

また、働き方改革等の取組を通じて、ワークライフバランスに配慮した柔軟で働きやすい環境の整備、ダイバーシティ・インクルージョンの観点から多様な人材が活躍できる環境の整備等を推進し、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図るとともに、人事評価制度を活用し、適切な処遇と職員のエンゲージメントの向上を図ること等を通じて、組織の活性化を図る。

#### 【モニタリング指標】

- ・ 職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況
- ・ 体制強化及び組織の活性化等の取組状況
- ・ 職員研修の実施状況

#### ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組

環境政策の実施機関として、業務運営全般において環境負荷の低減、環境保全について配慮するとともに、組織全体として環境配慮の意識向上と実践に努める。

また、ERCA は我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、国の方針や保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA 法第 10 条第 1 項第 13 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施する。

さらに、国民の ERCA の業務に対する理解を増進し、環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、業務全体において、プレスリリース、Web、SNS 及びイベント等最適なメディア等を効果的に活用した広報や社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に取り組む。

【モニタリング指標】

- ・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比
- ・広報イベント・社会連携等の実施状況

(2) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制・リスク管理委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

【モニタリング指標】

- ・内部統制・リスク管理委員会の開催による取組状況
- ・外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価結果等
- ・内部統制研修等の実施回数

(3) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

【モニタリング指標】

- ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練の実施状況
- ・担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修の実施状況

(以 上)

独立行政法人環境再生保全機構（環境問題に関する調査・研究・技術開発）における評価軸等

| 項目                                       | 評価軸                                                                                                                                                                                                                                           | 評価指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | モニタリング指標                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項      |                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (2) 環境問題に関する調査・研究・技術開発                   |                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ①サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>SIP 期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとの KPI の状況が進展しているか。</li> </ul>                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けた SIP 期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献する MVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数</li> <li>全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数</li> <li>知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果</li> <li>イベント、HP 等における研究成果の周知回数</li> <li>関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果</li> <li>研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況</li> </ul> |
| ②環境研究総合推進費による研究推進                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>応募件数を確保できているか。</li> <li>挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備し、多様な分野の若手研究者を確保できているか。</li> <li>研究期間中において研究支援を行い、研究の質が向上し、研究目標を達成しているか。</li> <li>研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等を行い、研究成果が社会実装に結びついているか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保</li> <li>人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況</li> <li>研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保</li> <li>研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>公募に関する説明会等の回数</li> <li>環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況</li> <li>革新型研究開発（若手枠）の採択件数</li> <li>研究機関からの知的財産出願通知書提出件数</li> <li>社会実装支援の実施状況</li> <li>イベント、HP 等における研究成果の周知回数</li> <li>研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況</li> </ul>                              |

# 独立行政法人環境再生保全機構に係る 政策体系

## ■ 環境保全施策の体系

「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」、  
「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等の政府方針

### <環境問題の各分野に係る施策>

#### ○地球環境の保全、○生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、○循環型社会の形成、

○水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組、○包括的な化学物質対策に関する取組

### <各種施策の基盤となる施策等>

○グリーンな経済システムの構築、○国際的取組に係る施策、 ○技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等、

○環境情報の整備と提供・広報の充実、○環境影響評価、 ○地域づくり・人づくりの推進、

○環境保健対策、○公害紛争処理等及び環境犯罪対策

※太字が法人の業務に係る主な施策

## ■ 法人の業務

★独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

【機構の目的】 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(第3条)

気候変動の影響への  
適応策の推進

公害健康被害の  
補償・予防

石綿による  
健康被害の救済

自然環境の  
保全・再生

環境パートナーシップ  
の形成

産業廃棄物対策・廃棄  
物の不法投棄の防止  
等

環境問題に関する調  
査・研究・技術開発  
等

関  
係  
法

「気候変動適応法」等

「公害健康被害の補償等に関する法律」等

「石綿による健康被害の救済に関する法律」等

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等  
に関する法律」等

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等

(※「国民に対して提供するサービスその他の業務」として整理する業務を上記に記載)